

令和6年12月20日  
総務省政策統括官(統計制度担当)

# 諮詢第190号の概要

## (作物統計調査の変更)

# 1. 作物の生産状況に関する統計調査

基幹統計調査

## 作物統計調査 (①)

(農林水産省・毎年)

《調査内容》

- ① 耕地面積
- ② 水稻の作付面積、予想収穫量、収穫量
- ③ 水稻以外の作物ごとの作付面積、収穫量

《対象作物》

- 水稻、陸稻、麦類、大豆、そば、なたね、かんしょ、飼料作物、てんさい、さとうきび、茶、果樹、野菜、花き

令和6年12月の諮問案件

一般統計調査

## 特定作物統計調査 (②)

(農林水産省・毎年)

- 豆類（小豆、いんげん、らっかせい）、こんにゃくいも、い草の作付面積、収穫量等を把握

## 地域特産野菜生産状況調査 (③)

(農林水産省・2年周期)

- ①②の調査対象とならない地域特産野菜（うど、せり、オクラ等）の作付面積、収穫量等を把握

## 特用林産物生産統計調査

(農林水産省・毎年)

- ①②③の調査対象とならないキノコ類、山菜類、木炭等の生産量等を把握

## 花木等生産状況調査

(農林水産省・毎年)

- 花きのうち、①の調査対象とならない花木類、芝等の作付面積、出荷量等を把握

(注1) 調査対象となる作物は、各調査間で重複しないよう設定されている。

(注2) 特定作物統計調査(②)については、作物統計調査と同様の設計で調査を行っていることから、今回の作物統計調査の変更に準じた調査計画の変更を令和9年産の調査から行う予定。

## 2. 作物統計調査の概要（現行計画）

### 調査の目的

耕地及び作物の生産に関する実態を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備する。

調査実施課 農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課

### 作物統計調査の構成

調査区分	調査対象地域	対象作物 (注1)	調査方法 (注2)	調査時点	主な公表事項
面積調査	耕地面積調査	全国	-	実測調査	7月15日
	作付面積調査	全国 (水稻以外については、多くの作物について、3年又は6年ごとに全国調査を行い、それ以外の年は主産県調査 <sup>(注3)</sup> )	水稻 水稻以外	実測調査 関係団体等 <sup>(注4)</sup> (約5,100)に対する郵送・オンライン調査 (地方農政局等 <sup>(注5)</sup> 経由)	7月15日 大豆、茶、果樹以外は、収穫量調査と一体的に把握
作況調査	予想収穫量調査	全国	水稻	実測調査	9月25日 10月25日 <sup>(注6)</sup>
	収穫量調査	全国 (水稻以外については、多くの作物について、6年ごとに全国調査を行い、それ以外の年は主産県調査 <sup>(注3)</sup> )	水稻 水稻以外	実測調査 関係団体等 <sup>(注4)</sup> (約6,300)・農林業経営体 (約60,000)に対する郵送・オンライン調査 (地方農政局等 <sup>(注5)</sup> 経由)	収穫期 水稻の収穫量 作物の品目別収穫量

(注1)「対象作物」欄の「水稻以外」とは、陸稻、麦類、大豆、そば、なたね、かんしょ、飼料作物、てんさい、さとうきび、茶、果樹、野菜、花き

(注2)「実測調査」とは、地方農政局等の職員又は統計調査員が現地に出向いて、状況確認や水稻の刈取り等により情報を収集する調査

(注3)「主産県調査」とは、調査対象品目ごとの全国作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県を対象とする調査

(注4) 農業協同組合、集出荷団体、集出荷業者、日本ビート糖業協会(てんさい)、製糖会社、製糖工場等(さとうきび)、荒茶工場(茶)等

(注5) 農林水産省の地方支分部局である、地方農政局・北海道農政事務所・内閣府沖縄総合事務局農林水産センターの総称

(注6) 予想収穫量調査については、調査計画上、調査時点が定められているが、当該時点で全国一斉に調査を行うわけではない。調査対象となる水田の状況に応じて、調査時点前から、順次、実測調査(刈取り)によるサンプル収集を行い、サンプルは蓄積されていく。つまり、「9月25日時点の調査結果」とは、「刈取りの開始(早い地域では7月)から9月25日前後までに刈り取られたサンプルを用いて算定された結果」を意味する。

(注7) 調査結果として公表される予想収穫量のほか、7月15日現在及び8月15日現在の水稻の作柄概況について、気象データ及び人工衛星データを用いた予測値(その後の気象が平年並みに推移すると仮定)として公表

### 3. 調査結果の主な利活用

- 食料・農業・農村基本計画（最新は令和2年3月31日閣議決定）における**食料自給率や生産努力目標**の策定、当該目標達成に向けた生産指導及び達成状況の検証の基礎資料
- 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）に基づき毎年策定されている「**米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針**」策定の基礎資料
- 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）に基づく「**水田・畑作経営所得安定対策**」における収入減少影響緩和対策額の算定の基礎資料
- 農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づき、**農業共済制度**により国が補填する損害額の認定の基礎資料
- 野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）の規定に基づき、**主要野菜の集団产地の指定、区域の変更及び解除**を行う際の審査のための基礎資料

# 4. 最近における作物統計調査の計画変更（実績・予定）

農林水産省では、作物統計調査について、段階的な調査計画の見直しを実施中

区分		令和6年産(R6.3.11答申)	令和7年産	令和8年産	令和9年産
面積調査	耕地面積調査	—	⑤-3 公表時期の変更		▶ 実測調査に代えて、衛星画像等を活用した手法に切替
	作付面積調査	水稻	▶ 公表時期の集約  ①-1 行政記録情報等の活用による調査の効率化（実測調査の取りやめ）		
作況調査	予想収穫量調査・収穫量調査	水稻	▶ 作況標本筆を約10,000筆から約8,000筆に縮減 ▶ 実測調査にて把握する事項（様式第13号）の整理 ▶ 実測調査による調査の公表の集約 ▶ 公表時期の修正		▶ 作況標本筆を約8,000筆から約7,000筆に縮減
	収穫量調査	水稻以外	▶ 農林業経営体について、オンライン調査の導入（関係団体等に対する調査では導入済）  ①-2 行政記録情報等の活用による調査の効率化（さとうきび） ②-3 農林業経営体の標本設計の見直し（麦類、大豆、そば、なたね、野菜、花き） ③ 地方農政局等経由の郵送・オンライン調査を、基本的に民間委託化しつつ、一部に職員調査・調査員調査を導入 ④ 全国調査の実施周期を5年に統一（野菜、花き） ⑤-1 調査票・調査時期を収穫量調査に統合（大豆、果樹） ⑤-2 公表時期の変更（大豆、果樹、かんしょ、そば、さとうきび）	▶ ②-3 農林業経営体の標本設計の見直し（陸稻、かんしょ、飼料作物、茶、果樹）  ④ 全国調査の実施周期を5年に統一（陸稻、かんしょ、飼料作物、茶、果樹）	

(注1) 本表に掲げた変更以外で、調査計画や調査票の記載の適正化を図るための形式的な変更も行う。

(注2) 今回予定されている変更申請は、令和7年産及び令和8年産に係る変更のうち、丸数字を付している内容について一括してなされる。本表では、内容が関連するものについて、同じ丸数字を付し、この順番で以下の説明も行っている。なお、これらの変更に伴い、「②-2 調査票の見直し・再編」も行われる。

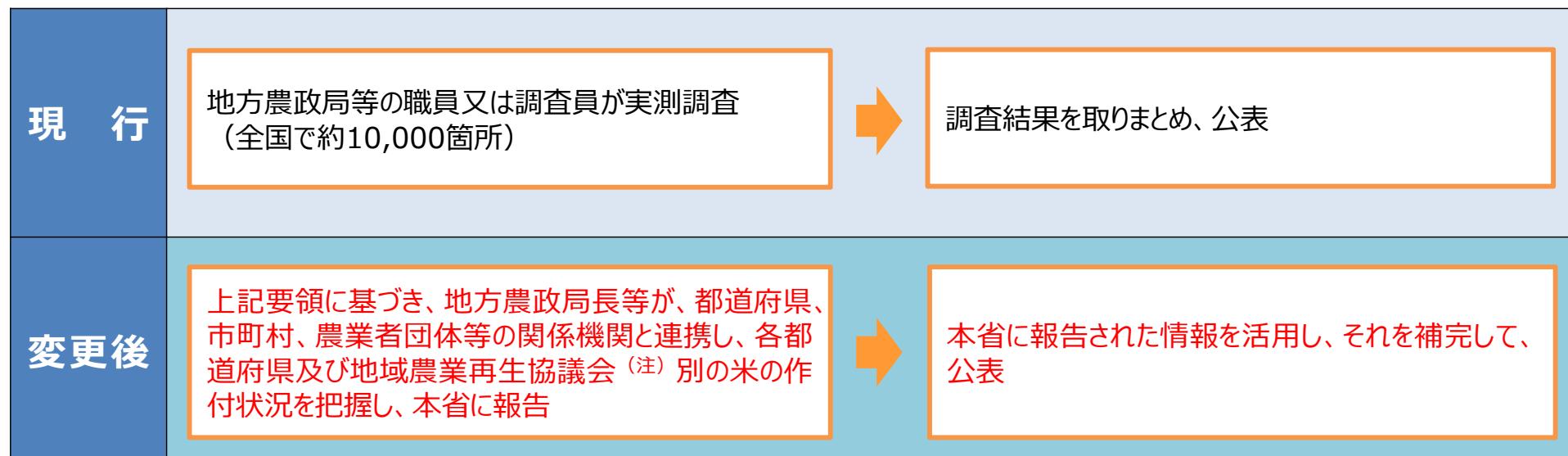
## 5. 主な変更事項

### ①-1 行政記録情報等の活用による調査の効率化（水稻の作付面積に係る実測調査（全国で約10,000単位区）の取りやめ）

#### 変更の背景・概要

- 水稻の作付面積については、現在、職員・統計調査員による実測調査（約10,000単位区）により得られた情報に基づき、取りまとめ・公表
- 一方、農林水産省は、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」（平成26年4月1日付け25生産第3578号）に基づき、各県・地域の作付状況などについて情報収集し、毎年10月中旬目途に公表
- これを用いることにより、水稻の作付面積調査の結果がおおむね代替可能であることを確認できたことから、これを活用しつつ、必要な範囲で補完の上、公表することとし、これまでの実測調査を取りやめ

#### 【水稻作付面積の把握方法の変更】



(注) 地域農業再生協議会は、「経営所得安定対策等推進事業実施要綱」（平成27年4月9日付け26経営第3569号）を設置根拠とし、農業協同組合、農林業経営体、市長村など、地域の農業経営に関連する者を広く構成員とする会議体

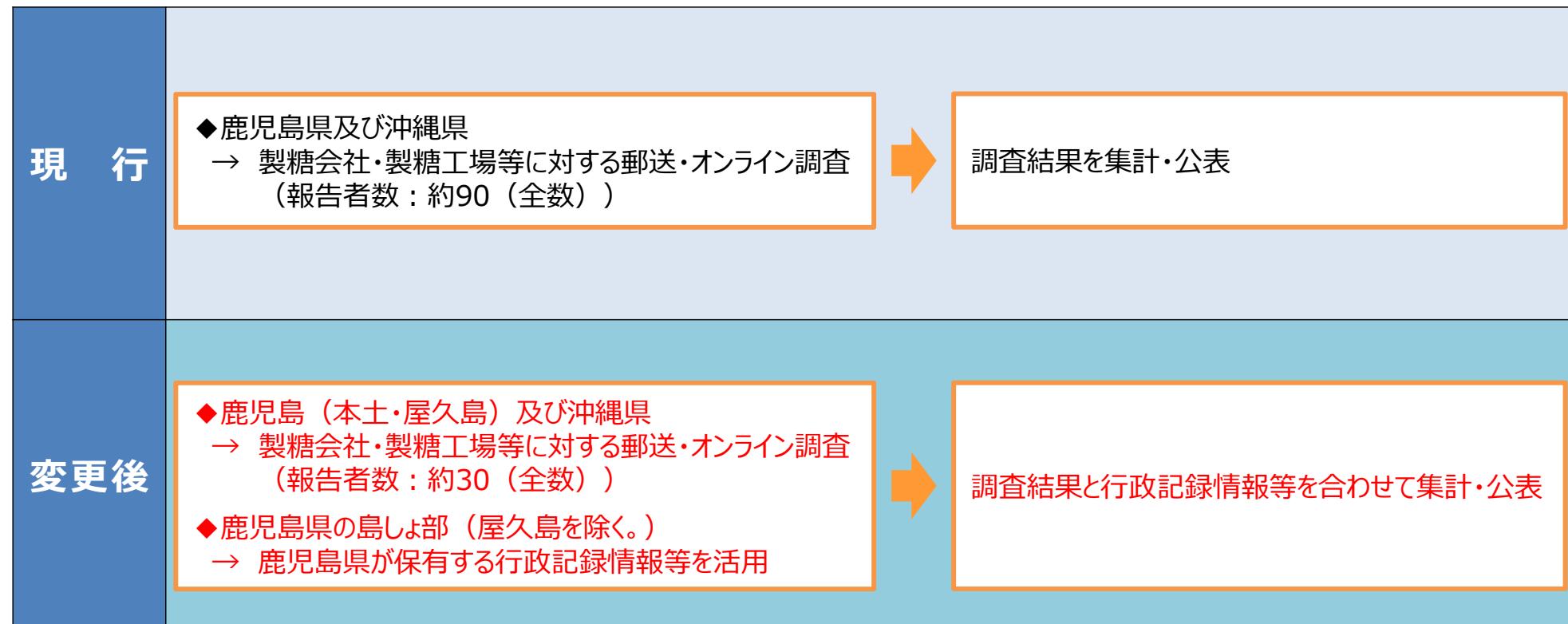
## 5. 主な変更事項

### ①-2 行政記録情報等の活用による調査の効率化（さとうきびに係る調査の報告者数の縮減）

#### 変更の背景・概要

- さとうきびの作付面積調査・収穫量調査については、鹿児島県及び沖縄県の区域を対象に、製糖会社・製糖工場等から回答を求める形で実施
- 鹿児島県の範囲については、同県が有する行政記録情報等により、おむね代替できることが確認できたことから、これを活用しつつ、必要な範囲のみ調査で補完することで、報告者数を縮小（報告者数：約90→30（全数））

#### 【さとうきびの作付面積・収穫量の把握方法の変更】



## 5. 主な変更事項

### ②-1 水稲以外の作付面積調査について、農林業経営体を調査対象に追加

(収穫量調査については、既に調査対象になっており、今回の変更により、両調査を一体的に実施)

#### 変更の背景・概要

- 現在、作付面積調査（水稻以外）は、農業協同組合など関係団体等のみを報告者として行い、データが不足する場合には、審査・集計過程における補完作業の一環として、職員等による巡回・見積り及び情報収集（以下「巡回等」という。）<sup>(注1)</sup>を実施
- しかし、巡回等が相当な規模で必要な状況である中、その業務を担う相当程度統計に携わっている地方農政局等の職員は減少し、現行の調査方法での継続が困難  
→ 関係団体等への調査と、農林業経営体への調査の二本立てに再構成  
(作付面積調査と収穫量調査を一体的に実施。関係団体等では、一部を除いて既に実施済)

※ 今後も調査票の回収状況によっては、補完作業としての巡回等が必要になる作物・地域はあり得るが、その規模の抑制が可能

調査区分	現行	変更案	
		令和7年産～ (麦類、大豆、そば、 なたね、野菜、花き)	令和8年産～ (陸稲、かんしょ、飼料作物、 茶 <sup>(注2)</sup> 、果樹)
作付面積調査	・関係団体等（全数）	・関係団体等（全数） <b>・農林業経営体（標本）</b>	<b>一体的に実施</b>
収穫量調査	・関係団体等（全数） ・農林業経営体（標本）	・関係団体等（全数） ・農林業経営体（標本）	

(注1) 「巡回・見積り」とは、現地に赴き、目的とする作物の作付状況の目視による確認などを内容とする。「情報収集」とは、当該地域の農林業経営体への聞き取りや、地方公共団体が有する行政記録情報等の閲覧などを内容とする。

(注2) 茶については、作付面積調査の報告者が「関係団体等」（全数）、収穫量調査の報告者が「荒茶工場」（標本）であり、報告者が異なっていたことなどから、作付面積調査の調査対象に農林業経営体を加えた後も、両調査を別々に実施する。

## 5. 主な変更事項

### ②-2 前記②-1に伴い、本調査で用いる調査票の見直し・再編

(注) これに併せて、水稻に係る調査票についても様式番号を修正

#### 変更の背景・概要

- ②-1 農林業経営体を報告者に追加（作物によって、導入年が令和7年産、8年産に分かれる）  
⑤-1 作付面積調査の調査票を収穫量調査に統合  
を行うことを契機として、現在23種類が用いられている調査票を25種類に再編

	現行	令和7年産	令和8年産
調査票の種類	23	23	25
主な変更内容	－	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 農林業経営体用の調査票について、作付面積調査と収穫量調査の併用にする（野菜、花き）。 (なお、これまでの収穫量調査においても、作付面積と収穫量の両方の回答を求めていることから、基本的に調査事項の変更はない。)</li><li>➤ 大豆及び果樹の調査票（関係団体用）について、作付面積調査票と収穫量調査票を統合</li><li>➤ 上記変更等に伴う様式番号の変更</li></ul> <p>(注) 陸稻、かんしょ、飼料作物及び果樹の調査票（農林業経営体用）について、8年産から農林業経営体の作付面積調査を開始するため、7年産のみ従来の調査票様式で対応</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 農林業経営体用の調査票について、作付面積調査と収穫量調査の併用にする（陸稻、かんしょ、飼料作物、果樹）。 (なお、これまでの収穫量調査においても、作付面積と収穫量の両方の回答を求めている場合が多いことから、基本的に調査事項の変更はない。ただし、果樹については、これまで結果樹面積（農家が収穫した面積）の回答を求めていたので、栽培面積が追加される。)</li><li>➤ 果樹については、かんきつ類用とその他用に分割</li><li>➤ 茶について、農林業経営体に対する作付面積調査を新設</li><li>➤ 上記変更等に伴う様式番号の変更</li></ul>

## 5. 主な変更事項

### ②-3 前記②-1に伴い、農林業経営体の標本設計を見直し

#### 変更の背景・概要

- 収穫量調査（水稻以外）について、従前から農林業経営体を調査対象として標本調査で実施しているが、本件申請により、農林業経営体に対して、作付面積調査も合わせて実施（前記②-1）
- 現在の農林業経営体に関する標本設計は、作付面積を復元することを前提にしていないことから、全般的に見直し
- 経営規模により、大中小に階層を分け、大規模階層は全数調査とするなどを計画

調査対象	現行	変更案
農林業経営体	<ul style="list-style-type: none"><li>・調査対象：全体で約60,000経営体（注1）</li><li>・規模階層：区分なし</li></ul> <p>● 収穫量は、収穫量調査の結果のみで求めるわけではなく、作付面積調査から得られる作付面積に、収穫量調査から得られる10アール当たり収量（単収）を乗じることで計算</p> <p>● そのため、現在の標本設計は、地域別の平均的な単収を把握することを念頭に置いており、農林業経営体の規模に着目したものとはなっていない</p> <p>● なお、農林業経営体は、毎年半数入れ替え（2年継続）</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・調査対象：全体で約51,000経営体（注1）</li><li>・規模階層：大規模階層（全数調査（注2）） 中規模階層 (母集団の1/5を標本とする) 小規模階層 (全国調査年のみ実施)</li></ul> <p>● 作付面積調査と一体的に実施することに伴い、作付面積の正確な把握・復元という観点から標本設計を変更</p> <p>● 中・小規模階層について毎年半数入れ替え</p>

（注1）作物により全国調査（5年周期）の時期が異なる（後記④を参照）ことから、農林業経営体の報告者数は、現時点で想定される5年間の平均値で表している。

（注2）農林業センサスの結果から、関係団体等以外に出荷した農林業経営体を抽出した名簿において、作物ごとの作付上位10経営体の全数。合計で延べ約16,000経営体

## 5. 主な変更事項

### ③ 地方農政局等経由で行っていた郵送・オンライン調査を、基本的に民間委託化するとともに、一部に職員調査・調査員調査を導入

#### 変更の背景・概要

- 業務において相当程度統計に携わる地方農政局等の職員の減少を踏まえた事務負担の軽減のため、他調査の前例にもならない、地方農政局等経由の郵送・オンライン調査を民間委託化
- ただし、大規模階層の農林業経営体については、職員調査又は調査員調査<sup>(注)</sup>により実施

(注) 地方農政局等が、おおむね毎年募集し、任命する統計調査員（実務上「専門調査員」と呼ばれている。）が、調査票の配布・回収等を行う。

調査区分	現行	変更案
作付面積調査	<関係団体等> : <b>地方農政局等</b> による郵送、 オンライン調査 (e-Survey、メール)	<関係団体等、農林業経営体（中小規模階層）> : <b>民間委託</b> による郵送、 オンライン調査 (e-Survey)
収穫量調査	<関係団体等、農林業経営体> : <b>地方農政局等</b> による郵送、 オンライン調査 (e-Survey、メール)	<農林業経営体（大規模階層）> : <b>地方農政局等の職員又は統計調査員による調査</b> (回収は、郵送・オンライン (e-Survey、メール) も可)

## 5. 主な変更事項

### ④ 3年又は6年ごとに全国調査を行っていた作物について、全国調査の実施周期を5年に統一（全国調査実施年以外は、主産県調査を実施）

#### 変更の背景・概要

- これまで、水稻以外の多くの作物の作付面積調査及び収穫量調査については、3年又は6年ごとに全国調査を行い、それ以外の年は、主産県調査として実施（したがって、主産県については毎年実施）
- 調査の効率化（周期が複数あることの整理の必要性）、利活用への配慮（6年周期では間隔が広いのではないか）、農林業経営体の母集団情報の中核となる農林業センサスの実施周期（5年周期）などを勘案し、政策部局との調整も踏まえ、全国調査の周期を5年に統一
- ただし、5年周期の全国調査の開始年については、これまでの調査周期を勘案し、業務負担の平準化や施策への利活用の観点から、7年産から行う作物と8年産から行う作物の2グループを想定

	作物	全国調査 の周期 (現行)	現行							変更案						
			H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
作付面積調査	野菜	3年	○	●	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○	●	○
	花き	3年	○	●	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○	●	○
	陸稻、かんしょ、飼料作物	3年	○	○	●	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○	●
	茶、果樹	6年	○	○	●	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	●
収穫量調査	野菜	6年	○	○	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○	●	○
	花き	6年	○	●	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	●	○
	陸稻、かんしょ、飼料作物	6年	○	○	○	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○	●
	茶、果樹	6年	○	○	●	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	●

(注1) 全国調査を「●」、主産県調査を「○」で記入

(注2) 麦類、大豆、そば、なたね、てんさい、さとうきびについては、毎年、全国調査を実施

## 5. 主な変更事項

### ⑤-1 一部の作物（大豆、果樹）に係る関係団体等に対する作付面積調査について、収穫量調査と一体的に実施（調査票についても統合）

#### 変更の背景・概要

- 大豆及び果樹の作付面積調査と収穫量調査については、現在、別々の時期に実施しているが、収穫量調査の実施時期に一体的に実施することで、報告者の記入負担を軽減するとともに、事務作業を効率化
- 調査の統合により、公表時期についても、作付面積調査の公表時期を収穫量調査に統合（⇒⑤-2参照）

作物	調査区分	調査期日	
		現行	変更案
大豆	作付面積調査	9月1日	<u>収穫期</u> （注1）
	収穫量調査	収穫期	
果樹	作付面積調査	7月15日	<u>収穫期</u> （注2）
	収穫量調査	収穫期	

（注1）大豆の平均的な収穫期は、全国で10月～11月

（注2）果樹の平均的な収穫期は、例えば、桃は7月～8月、りんごは8月～11月

## 5. 主な変更事項

### ⑤-2 一部の作物（大豆、果樹、かんしょ、そば、さとうきび）について、公表時期の変更

#### 変更の背景・概要

- 大豆、果樹：⑤-1の調査票・調査時期の統合に伴い、作付面積調査の公表時期を収穫量調査に統合
- かんしょ：事務効率化のため、作付面積調査の公表時期を収穫量調査に統合
- 大豆、そば：収穫量調査結果の公表（翌年4月上旬）について、制度改正により経営所得安定対策の交付金<sup>(注1)</sup>の申請締切が1ヶ月繰下げになることに伴い、その申請に必要とされる農産物検査<sup>(注2)</sup>の実施もスケジュールが遅くなると見込まれることを踏まえて変更
- さとうきび：近年、収穫作業の機械化が進んでいるが、降雨の影響で、機械が耕作地に入れず、収穫期が遅くなる傾向にあることから、公表時期を繰下げ

（注1）経営所得安定対策における畑作物の直接支払交付金。担い手農業者の農業経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正するための交付金

（注2）農産物検査法（昭和26年法律第144号）に基づき、大豆、そば等の農作物について、銘柄、品位等を検査するもの。経営所得安定対策の交付金申請では農産物検査で合格した数量を申請する必要があるとともに、作物統計調査では、農産物検査の基準以上のものを収穫量としている。

作物	調査区分	公表時期	
		現行	変更案
大豆	作付面積調査	10月下旬（概要）、翌年2月下旬（詳細）	<b>翌年5月上旬</b>
	収穫量調査	翌年4月上旬	
果樹	作付面積調査	10月中旬（概要）、翌年3月下旬（詳細）	<b>果樹ごとに11月下旬～翌年8月下旬（概要） 翌年12月下旬（詳細）</b>
	収穫量調査	果樹ごとに11月下旬～翌年8月下旬（概要） 翌年12月下旬（詳細）	
かんしょ	作付面積調査	翌年2月上旬（概要）、翌年3月下旬（詳細）	<b>翌年2月上旬（概要）、翌年6月下旬（詳細）</b>
	収穫量調査	翌年2月上旬（概要）、翌年6月下旬（詳細）	
そば	作付面積調査	翌年4月上旬	<b>翌年5月上旬</b>
	収穫量調査		
さとうきび	作付面積調査	翌年6月中旬（概要）、翌年8月下旬（詳細）	<b>翌年7月上旬（概要）、翌年8月下旬（詳細）</b>
	収穫量調査		

## 5. 主な変更事項

### ⑤-3 前記⑤-2に連動して、耕地面積調査の詳細（確報に相当）の公表時期を変更

#### 変更の背景・概要

- ⑤-2の作付面積調査の公表時期の繰下げ（注1）に伴い、耕地面積調査の詳細（確報に相当）の段階で公表している果樹の「樹園地」（注2）のデータが揃う時期も繰り下がるため、公表時期を変更

（注1）具体的には、果樹の公表時期が、品目ごとに11月から翌年8月にかけて順次行われる

（注2）畑のうち、果樹、茶等を1アール以上集団的に栽培するもの

調査区分	公表時期	
	現行	変更案
耕地面積調査	10月下旬（概要） 翌年2月下旬（詳細）	10月下旬（概要） <b>翌年9月下旬（詳細）</b>

#### ＜参考＞令和5年 畑耕地の種類別面積（令和6年2月27日公表資料）

単位:ha

全国農業地域 都道府県	令和4年				5				対前年差			
	計	普通畑	樹園地	牧草地	計	普通畑	樹園地	牧草地	計 (5)-(1)	普通畑 (6)-(2)	樹園地 (7)-(3)	牧草地 (8)-(4)
全 国 (全国農業地域)	(1) 1,973,000	(2) 1,123,000	(3) 258,600	(4) 591,300	(5) 1,962,000	(6) 1,120,000	(7) 253,500	(8) 589,000	△ 11,000	△ 3,000	△ 5,100	△ 2,300
北 海 道	919,900	418,100	3,050	498,700	919,100	418,000	3,050	498,100	△ 800	△ 100	0	△ 600
都 府 県	1,053,000	705,300	255,600	92,500	1,043,000	701,700	250,400	90,900	△ 10,000	△ 3,600	△ 5,200	△ 1,600
東 北	229,400	127,900	45,000	56,500	227,000	126,700	44,500	55,800	△ 2,400	△ 1,200	△ 500	△ 700
北 陸	31,900	25,400	4,820	1,690	31,900	25,400	4,750	1,690	0	0	70	0
中 京	31,900	25,400	4,820	1,690	31,900	25,400	4,750	1,690	0	0	70	0
山 陽	212,100	148,200	50,500	13,400	210,500	148,800	49,300	12,500	△ 1,600	600	△ 1,200	△ 900
沖 縄	35,500	27,600	1,880	5,960	35,400	27,500	1,880	6,000	△ 100	100	0	40
（都道府県）												
北 海 道	919,900	418,100	3,050	498,700	919,100	418,000	3,050	498,100	△ 800	△ 100	0	△ 600
青 森	70,400	35,400	22,100	12,900	70,300	35,400	22,000	12,800	△ 100	0	100	△ 100
岩 手	55,100	24,700	3,320	27,100	54,500	24,600	3,280	26,600	△ 600	100	40	△ 500